

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	2	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第37条第1項	許認可等の内容	入院勧告等を行った患者の入院医療費の公費負担の決定
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日 法律第114号）</p> <p>第37条第1項</p> <p>都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 診察二 薬剤又は治療材料の支給三 医学的処置、手術及びその他の治療四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護					